(目的)

- 第1条 この要綱は、現に地方公共団体(以下「自治体」という。)に勤務している職員及 び過去に自治体職員として勤務した経験を有する者の中から、優秀な技術と豊富な知 識を有する者を「自治体国際協力専門家」(以下「専門家」という。)として外国の自治 体の機関等(以下「派遣先」という。)へ派遣し、行政資質の向上等に寄与するとともに、 日本の自治体と外国の自治体等との友好協力関係を強化することを目的とする「自治 体国際協力専門家派遣事業」の実施について必要な事項を定めるものとする。 (専門家の要件)
- 第2条 派遣する専門家は、次の各号に定める要件を満たしている者とする。
 - (1) 現に自治体に勤務している職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。)、非常勤職員その他条例で定める職員を除く。)若しくはかつて自治体に上記に定める職員として勤務した経験を有する者で、現に勤務し、あるいは勤務していた自治体から推薦のあった者
 - (2) 心身ともに健康であり、派遣先での勤務及び生活に耐えうる者
 - (3) 優秀な技術と豊富な知識を有し、派遣先での職務を遂行できる者 (事業主体)
- 第3条 本事業は、一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所(以下「シンガポール事務所」という。)の支援の下に、自治体が実施するものとする。 (派遣方法等)
- 第4条 現に自治体に勤務している専門家の派遣方法等は、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」及び派遣元の自治体が定める条例や規則等に基づくものとする。
- 2 かつて自治体に勤務していた専門家の派遣方法等は、別途シンガポール事務所が定めるものとする。
- 3 専門家は、派遣に際し、別途定める様式の書類を事前にシンガポール事務所長に提出するものとする。
- 4 現地への渡航を伴う派遣を原則とするが、シンガポール事務所が適当であると判断した場合において、オンライン会議(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用した会議をいう。)での派遣を実施できるものとする。

(派遣先)

- 第5条 専門家の派遣先は、以下のとおりとする。
 - (1) 外国の自治体の機関
 - (2) 前号に準ずる機関で、シンガポール事務所が派遣を適当と認めたもの (専門家の決定等)
- 第6条 専門家の派遣は、第5条で定める派遣先からの派遣要請に基づき、シンガポール 事務所において、候補者を調整し、自治体に協議する。協議を受けた自治体において、 専門家の派遣を決定する。
- 2 自治体は、シンガポール事務所と協議の上、専門家の派遣先での職務の遂行に必要な 技術及び知識を有する者(以下「有識者」という。)を同行させることができる。 (派遣期間)
- 第7条 専門家の派遣期間は、原則として3ヶ月以内とする。 (協力項目)
- 第8条 専門家の協力項目は、派遣先から要請のあった分野からそのつどシンガポール事 務所が定めるものとする。

(経費負担)

第9条 専門家及び有識者(以下「専門家等」という。)の派遣に係る経費は、シンガポール事務所及び派遣先が負担するものとする。シンガポール事務所及び派遣先が負担すべき経費の範囲は、別に定めるものとする。

(勤務条件等)

第10条 派遣先での専門家等の勤務条件等については、事前にシンガポール事務所と派遣先で別途協定を締結するものとする。なお、協定に定めのないものについては、そのつどシンガポール事務所と派遣先が協議して定めるものとする。

(専門家等の義務)

- 第11条 専門家等は、派遣期間中、派遣先の法令を遵守する義務を負う。
- 2 専門家等は、派遣先の基本方針を尊重し、誠実に業務遂行に努める義務を負う。 (傷病保障)
- 第12条 派遣期間中に専門家等に発生した災害に対する補償は、別途法令等で定める派遣先の業務上の災害及び通勤による災害に対する補償を除き、海外旅行傷害保険によるものとし、加入の手続はシンガポール事務所が行うものとする。

(派遣報告書の提出)

第13条 専門家は、派遣期間終了後速やかに別途様式で定める派遣報告書をシンガポール事務所に提出するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。